

## 第3回桐生市子ども・子育て会議 会議録

【日 時】 平成26年8月29日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

【場 所】 桐生市役所 6階 603会議室

【出席者】 委 員：17名中11名出席（6名欠席）

事務局：保健福祉部長、子育て支援課長、子育て支援係長、家庭児童相談係長、子育て支援係担当職員、保育係担当職員、みつぼり保育園主任保育士

健康づくり課長、母子保健係長（以上保健福祉部）

教育委員会 教育部長、学校教育課長、学事係長、教育支援室長、教育支援係長、教育支援係担当職員

地域計画株式会社担当職員

その他：傍聴者数名

【会議内容】

### 1 開 会 子育て支援係長

### 2 あいさつ 佐藤 桐生市子ども・子育て会議会長

### 3 議 事

会 長：本日の会議は、17名の委員のうち、11名の方にご出席を頂いておりますので、桐生市子ども・子育て会議条例第6条第3項に規定されており、過半数の「定足数」に達しております。従いまして、会議は成立ということになります。

#### （1）教育・保育提供区域の設定（案）について

・資料1に基づき事務局が説明

会 長：事務局の説明について、御質問等がございますでしょうか。

各委員：質問なし。

会 長：市の提案どおり、教育・保育提供区域については、市全域を1区域とすることよろしいでしょうか。なお、放課後児童健全育成事業のみ各小学校区を区域と設定します。

各委員：了承

**(2) 子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について**

- ・資料2に基づき事務局が説明

会 長：事務局の説明について、御質問等がございますでしょうか。

各委員：質問なし。

**(3) 子ども・子育て支援事業計画の事業内容、量の見込み及び確保方策等について（案）**

- ・資料3に基づき事務局が説明。

会 長：事務局の説明について、御質問等がございますでしょうか。

各委員：質問なし。

**(4) 保育短時間認定における就労時間の下限設定（案）について**

- ・資料4に基づき事務局が説明。

会 長：先程の説明について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

委 員：月の就労時間が、48時間簡に満たない場合には、保育園を利用できないということでしょうか。

事務局：そのとおりです。そういった人は、保育園の一時預かり等で対応していただくか、幼稚園に入園していただくこととなります。

会 長：市の提案どおり、保育短時間認定における就労時間の下限設定については、48時間とすることよろしいでしょうか。

各委員：了承

**(5) 子ども・子育て支援新制度における各条例（案）について**

**①桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案**

- ・資料5-1、5-1-1、5-2に基づき事務局が説明。

会 長：ただいまの御説明ですが、何か御質問はございますでしょうか。

委 員：特になし。

**②桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案**

- ・資料５－３、５－４に基づき事務局が説明。

会 長：ただいまの御説明ですが、何か御質問はございますでしょうか。

委 員：特になし。

**③桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案**

- ・資料５－５、５－６に基づき事務局が説明。

会 長：ただいまの御説明ですが、何か御質問はございますでしょうか。

委 員：質問なし。

**(6) その他**

事務局：委員報酬の支払日について説明。

事務局：次回の会議の日程でございますが、10月1日（水）午後2時30分からでいかがでしょうか。

各委員：了承。

**4 閉 会**